

事務所通信

発行者 〒277-0831

千葉県柏市根戸 282-1 ライフマンション北柏第 2-107

小田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小田一哉

Tel:04-7140-9750 Fax:04-7140-9755

E-mail:k-oda@estate.ocn.ne.jp

URL <http://ameblo.jp/oda-sr/>

今月の一言(カイゼン活動)

トヨタ自動車が、“カイゼン活動”に対して、6月から全額残業代として支払うことになりました。残業代として払うということは、“カイゼン活動”を「業務」として認めたということでしょう。これまでは、「自主的な活動」ということで、月2時間分の残業代相当しか支払っていなかったのですから。

自動車以外でも多くの製造業では、「品質管理(QC)サークル」ということで、“カイゼン活動”が行われています。私が社労士開業前に在籍していた会社(製造業A社)でも行われていました。

今思うと、私がA社に在籍していた約18年間で、“カイゼン活動”も大きく変化していました。

私が入社当時の約20年前は、製造現場中心のカイゼン活動でした。製造現場の人は、勤務時間内はもちろん製造がメインの仕事です。そのため、カイゼン活動は必然的に勤務時間外になります。週に1回、1時間程度残り、お茶とお菓子をつまみながら活動します。仕事のやりにくい部分をそれぞれ出し合って、それを改善していくのです。そして工場内で発表会、優秀なチームは全国大会で発表などの機会があり、それが現場の活性化につながっていました。

しかし徐々に、“現場のカイゼン”というより、業務色が強くなっていきました。リーダーの課題が“カイゼン活動”を通して行われたり、「自主的な活動」であるのに、リーダー主導で行われたり、ときには勤務時間内に活動を行ったりなど、“カイゼン活動”は変化していったのです。

ただし、あくまでも「自主的な活動」であったため、残業代支給ではありませんでした。

“カイゼン活動”、当初はトヨタ自動車も私が在籍していたA社も労働時間としては、「薄いグレー」だったと思います。毎年繰り返すことによって“カイゼン活動”のレベルも上がり、徐々に業務色が強くなっていったのでしょう。

“カイゼン活動”の中身は変わっていったのに、取扱い等の処遇は変わらないで今までどおり。これでは歪みが出てしまいます。

現在の“カイゼン活動”に合った取扱いに見直していくことは必要なのでしょう。

その他の情報

日本マクドナルド

新報酬制度の導入と労務管理体制の整備

「店長は管理職か」の問題があったが、労働時間をより明確にした労務管理と残業手当の支払いを行うことになった。

(8月1日より実施)

4月の完全失業率4.0% 0.2ポイント上昇

女性は3月に比べ同じ3.9%、男性が0.2ポイント上昇して、4.0%になった。失業者数は275万人。先月に比べ7万人増となり、これは29カ月ぶり。

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和 以下「WLB」)という言葉、最近とても目にします。

言葉としては、広く知られるようになったかもしれませんが、実態はとてもわかりにくい言葉かもしれません。

事務所通信の中で、WLBについて触れてみたいと思います。

WLBとは・・・

- ・当初は少子化対策として、「子どもを産み育てやすい社会づくり」として位置づけられていた。
- ・今では、家庭生活や地域社会との関わり、個人の自己啓発などの活動と仕事のバランスがとれている状態のことまで意味している。
- ・男女機会均等法や育児介護休業法は、実態として女性への就労をサポートする位置付けだったが、男性の働き方にもメスを入れて、仕事と生活のバランスを実現しようとしている。

なぜWLBか・・・

- ・少子化の問題は深刻であり、働き方の見直しが急務である。
- ・例えば女性。子どもを産むと子育てのために仕事をやめなければならない。
- ・逆に仕事を続けようとするとう結婚や出産を諦めなければならないケースが多い。
- ・こういう二択ではなく、結婚もして子育てもして、そして仕事も続ける社会にしていく必要が出てきている。
- ・女性が結婚と子育てと仕事を両立させていくには、男性も子育てに参加できるような働き方に改めていく必要もある。

WLBの企業にとってのメリットは・・・

- ・一般的には良い人材が採用できる、社員の健康面がプラスになる、人材育成が図られる、等々が挙げられる。

WLBについてまとめてみました。私自身としても、WLBの推進には賛成であり、女性が二択ではなく、結婚や子育てと仕事のバランスがとれるよう男性の働き方の見直しが必要だと思っています。ただ、「ワーク・ライフ・バランス」の言葉だけが独り歩きして、いくのが心配です。企業ごとに状況が異なりますから、その企業の現状を踏まえて対応していくことが必要でしょう。

ねんきん特別便が加入者の方に送付されます

6月から10月までの間に、すべての現役加入者の方々に「ねんきん特別便」が送付されます。

緑色の封筒で社会保険庁から送付されます。

詳細は、同封の「社会保険庁からのお知らせ」をご覧ください。